

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)の特有事項

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)を利用する場合、以下の点が一般の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)と異なりますのでご注意ください。

《用語の定義》

倉敷市補助対象融資	倉敷市が住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)に対して補助金を交付することを前提に、融資額1,000万円までの融資金利率を一般の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の融資金利率の2分の1(小数点第3位を切上げ)とするものをいいます。
倉敷市補助対象融資を超える融資	倉敷補助対象融資の融資額の上限(1,000万円)を超えて利用する場合の融資で、一般の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の金利が適用となるものをいいます。

項目	内容
お申込みいただける方	平成30年7月豪雨により倉敷市内で居住していた住宅に被害が生じ、倉敷市内でご自分が居住するための住宅の建設、購入又は補修を行う満60歳以上の方
融資限度額	<p>【倉敷市補助対象融資】 次のいずれか最も低い金額まで</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1,000万円 ② 所要額 ③ 申込区分に応じた融資限度額 ④ 機構による担保評価額 <p>【倉敷市補助対象融資を超える融資】 次のいずれか最も低い額から倉敷市補助対象融資の融資額を差し引いた金額まで</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所要額 ② 申込区分に応じた融資限度額 ③ 機構による担保評価額
融資金利率	<p>【倉敷市補助対象融資】 一般の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の金利の1/2(小数点第3位を切上げ)の水準の金利</p> <p>【倉敷市補助対象融資を超える部分】 一般の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)と同じ水準の金利</p> <p>※金利は毎月更新され、適用となる金利はお申込時の金利が適用となります。 ※最新の融資金利率については、「災害復興住宅融資金利率(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)のお知らせ」(チラシ)でご確認いただくか、機構お客さまコールセンターにお問合せください。</p>

【その他の留意事項】

- ・災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)の借入申込受付期間は、令和6年3月31日までです。
- ・お申込みに当たっては、倉敷市が発行する『「高齢者向け住宅再建融資事業補助金」に係る利用確認書』(申込人全員分の氏名が記載されたもの)の提出が必要となります。お申込み前に倉敷市に申請の上、発行を受けてください。
- ・倉敷市補助対象融資と倉敷市補助対象融資を超える融資を併せて利用する場合は、借入申込書等はそれぞれについてご提出いただき、金銭消費貸借抵当権設定契約についても、それぞれ締結していただきます。